

令和4年度「学校いじめ防止基本方針」富士宮市立井之頭中学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、井之頭中学校すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等といった社会問題も、いじめと同じ地平で起こります。

したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

（１）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 生徒に対しても、全校集会や学級活動等で、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

（２）いじめが起きにくい集団をつくります

- 子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりを通して、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・人間関係づくりプログラムの計画的な実施により、いじめの起きにくい学級づくりを行います。
- 教職員は子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を基盤として、いじめが起きにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・教職員が個々の生徒の発達の特徴や、発達障害の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、必要な情報提供、研修等を実施します。
- 生徒が授業の中での約束を守り、学び合う授業づくりを進めます。また全ての生徒が参加・活躍できる教育活動を積極的に進めます。
 - ・学習力(学びへ向かう力)向上を目指して、パワーアップ週間等を設定し、生徒の学力に対する不安を解消するように全職員で取り組みます。
 - ・スクールカウンセラーが毎月来校し、専門的な観点で生徒の心のケアを行います。生徒は年間必ず2回カウンセリングを受けることができます。
 - ・朝登校すると、全生徒が職員室や他学年の教室に行き、元気に挨拶を交わします。
 - ・学校と隣接している希望の森の環境整備を行う地域の活動(「希望の森」再生プロジェクトⅡ)に全生徒が参加し、地域と連携して行事を行います。
 - ・企業体験「井中屋」の継続的な実施。「井中屋」で販売する商品の栽培等の協働作業を通して、井之頭中学校区のよいところを発信する機会とし、生徒が仲間や学区のよさを誇りとすることにつなげます。

※生徒に自信や誇り、自己存在感を持たせることが予防的対策と考えます。

(3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう指導します。また、全校道徳を行い、道徳的価値の共有化を行います。
- 学級活動、生徒会活動等では、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・学級会や生徒集会等の話し合いの議題に「認め合う」ことやいじめ防止に関することを取り上げる等、仲間同士の関係を考え、改善していく活動を積極的に行います。
- 全教育活動を通じて、個性の尊重を目指し、仲間のよさを認め合う活動を設定します。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努め、組織的に対応します。
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。教育相談では、担任だけでなく、全職員が関わる相談を行います。
- 教職員から言葉掛けを行う等、生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
- いじめを認知した場合、不登校・いじめ対策室を編成し、今後の対応について確認します。
- 被害生徒、及び、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応策について広報します。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。(情報モラル教育とメディア・リテラシーの育成に努めます。)
- いじめが確認された場合は、当該保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

令和4年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立井之頭中学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児 生	保 地		
4	○			基本方針の確認	職員会議
	○		○	PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	PTA 総会
			○	学校だよりにより学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより
	○			小中合同研修会 児童・生徒の情報交換	
		○	○	情報モラル教室	特別活動
		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
5	○		○	学校評議員、青少年育成連絡会等への協力要請	関係会議
		○		1年2年合同行事および3年行事の全体指導	特別活動
		○		学年行事の報告会	特別活動
		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
6		○		いじめ実態アンケート・面談	放課後
		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
		○	○	授業参観、学級懇談会で、現状把握と対策立案	授業参観・懇談会
		○		パワーアップ週間	放課後
	○	○	○	学校評価アンケート(生徒・保護者)・面談	
7			○	三者面談で情報交換 集中パワーアップ	三者面談
	○			アンケート集約	
		○		情報モラル(メディア・リテラシー)教室	特別活動
	○			小中合同研修、児童・生徒の情報交換	
		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
	○			アンケート分析	
8	○			事例研修(スクールカウンセラー)	職員研修
9	○			1学期評価から、計画の修正及びその確認	職員会議
		○		教育相談、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
		○		学校行事(小中合同運動会)参加	特別活動
		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
10		○		パワーアップ週間 企業体験「井中屋」の実施	放課後 特別活動
		○		スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
11		○		パワーアップ週間	放課後
		○		いじめ実態アンケート・面談	放課後
		○		教育相談実施、	放課後、昼休み
	○	○	○	学校評価アンケート(生徒・保護者)・アンケート集約	
12		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
			○	三者面談で情報交換 集中パワーアップ	三者面談
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
1		○	○	教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
	○		○	学校評価結果報告	学校評価だより
		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み
2	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○	○	パワーアップ週間、いじめ実態アンケート・面談	放課後
	○	○	○	学校評価生徒・保護者アンケート・アンケート集約	
3		○		教育相談実施、スクールカウンセラー面談	放課後、昼休み